

第 1 部 概 況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和3年中に取り扱った労働争議調整事件は94件で、このうち前年から繰り越された事件が11件、新規係属事件が83件であった(資料<統計表>第1表)。

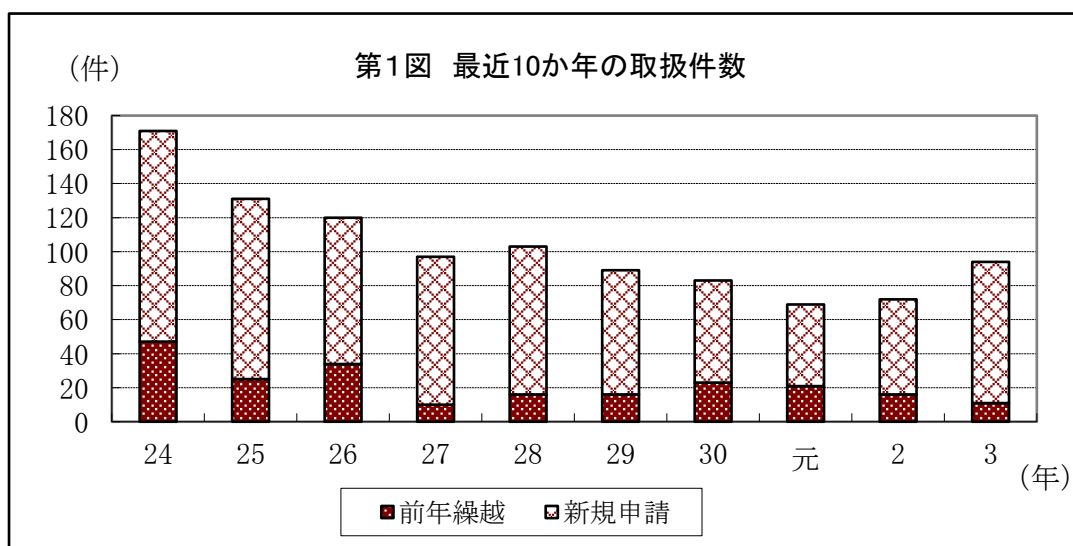
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は22件、新規係属件数は27件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は減少傾向にある(第1図)。

なお、令和3年の新規係属事件83件のうち合同労組関係事件は74件で、89.2%を占めている。



2 新規係属状況

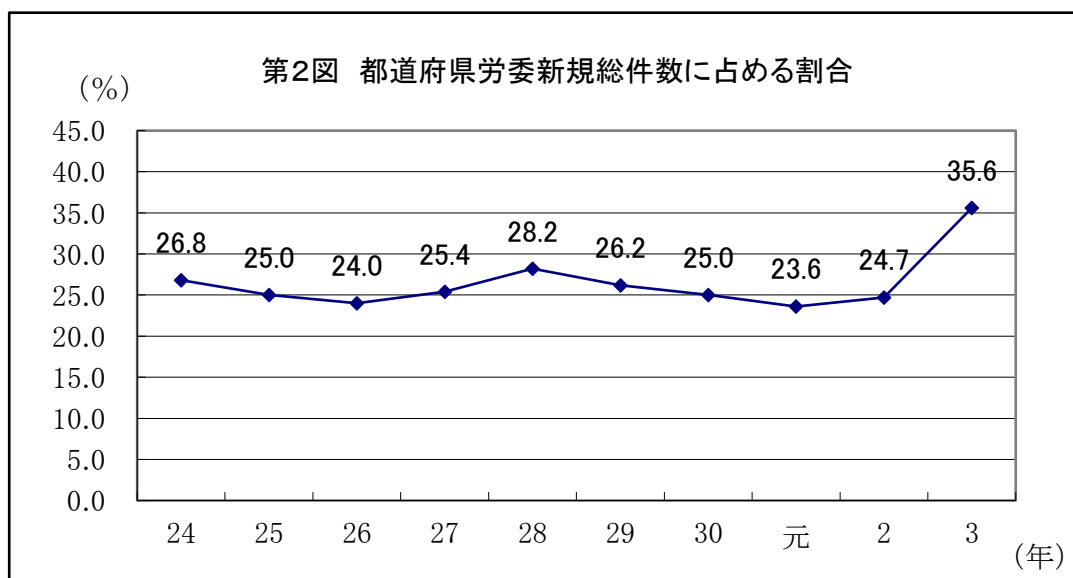
(1) 調整区分別の状況

令和3年の新規係属件数83件のうち、調停事件は1件であり、その他の82件はすべてあっせん事件であった。仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和3年の全国都道府県労委の新規総件数は233件で、前年より6件増加している。

当委員会に係属した新規件数83件を全国比で見ると35.6%で、前年(24.7%)より増加した(第2図、資料<統計表>第2表)。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が70件(構成比(以下同じ)84.3%)と多く、「使用者申請」は10件(12.1%)、「労使双方申請」は3件(3.6%)であった(資料<統計表>第4表)。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは65件(78.3%)、加盟していないものは18件(25.3%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系23件(35.4%)、全労連系15件(23.1%)、全労協を含むその他27件(41.5%)であった(資料<統計表>第6表)。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が44件(53.0%)で、このうち49人以下の企業に係るものは27件(32.5%)である(資料<統計表>第9表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「サービス業」が14件(16.9%)で最も多く、以下「製造業」と「卸売・小売業」がともに9件(10.8%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が50件で最も多く、次いで「解雇」が25件、「その他賃金に関するもの」と「その他の労働条件」がともに18件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が14件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が44件(53.7%)、「公・労・使委員三者構成」が38件(46.3%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和3年の取扱件数94件のうち、67件が終結した。終結率は71.3%で、前年より13.4ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」32件、「取下」7件、「打切」27件、「移管」1件となっている(資料<統計表>第1表)。

(3) 解決率

解決率は54.3%で、前年より19.8ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

第1表)。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した32件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) 申請取下の理由

取下7件のうち、「調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴」が3件(42.9%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) 調整打切の理由

打切27件については、「当事者主張固持・歩みより困難」が20件(74.1%)、「調整拒否」が7件(25.9%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は10日で、最長は271日であった。

(イ) 取下事件 最短は55日で、最長は372日であった。

(ウ) 打切事件 最短は7日で、最長は656日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は89.6日で、前年より24.8日短くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数		67	32	7	27	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		7	3	-	4	-	-
20日～29日		5	3	-	2	-	-
30日～59日		19	10	3	6	-	-
60日～89日		10	7	-	3	-	-
90日～179日		16	7	3	6	-	-
180日以上		6	2	1	3	-	-

※総数67件には、内訳に記載されているもののほか、埼玉県労働委員会に移管されたものが1件含まれている。

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和3年の取扱件数は129件で、そのうち前年からの繰越件数は39件、新規調査開始事件は90件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は2件増加し、新規調査開始件数は5件増加した(資料<統計表>第20表)。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件90件を業種別にみると、「医療業」が71件、「廃棄

物処理業」が17件、「運輸・通信業」が2件となっている(資料<統計表>第21表)。

(4) 終結状況

取扱件数129件のうち、98件が終結し、実情調査中に争議が解決したものは96件、打切が1件、移行が1件あった(資料<統計表>第20表)。